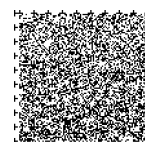


## 4 「新宿区地域生活支援事業」の必要量見込、現状・課題、サービス提供体制確保の方策

平成23年度までの「新宿区地域生活支援事業」の必要量見込は以下の一覧表のとおりです。

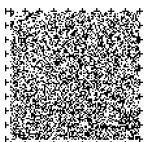
次ページから、新宿区地域生活支援事業の各サービスごとの必要量見込、現状・課題、サービス提供体制確保の方策をお示しします。

		21年度		22年度		23年度	
101	相談支援 ※実施箇所数	14箇所		15箇所		15箇所	
102	障害者地域自立支援協議会 ※設置年月	平成19年3月設置済み					
103	居住サポート ※実施箇所数	6箇所		6箇所		6箇所	
104	成年後見制度利用支援 ※実施箇所数	1箇所		1箇所		1箇所	
105	コミュニケーション支援事業(手話通訳者派遣) ※年間利用件数	延740件		延800件		延860件	
106	コミュニケーション支援事業(要約筆記者派遣) ※年間利用件数	延80件		延90件		延100件	
107	コミュニケーション支援事業(区役所手話通訳者設置) ※年間利用件数	延180件		延190件		延200件	
108	日常生活用具(介護訓練支援) ※年間利用件数	延21件		延22件		延24件	
109	日常生活用具(自立生活支援) ※年間利用件数	延89件		延89件		延89件	
110	日常生活用具(在宅療養等支援) ※年間利用件数	延33件		延38件		延44件	
111	日常生活用具(情報・意思疎通支援) ※年間利用件数	延71件		延96件		延122件	
112	日常生活用具(排泄管理支援) ※年間利用件数	延3,706件		延3,891件		延4,085件	
113	住宅改修費 ※年間利用件数	延22件		延34件		延46件	
114	移動支援(個別支援) ※提供事業者数、年間利用者・時間数	106箇所	延3,353人 延56,362時間	106箇所	延3,522人 延59,185時間	106箇所	延3,699人 延62,149時間
		106箇所	延180人 延720時間	106箇所	延252人 延852時間	106箇所	延322人 延950時間
115	移動支援(グループ支援) ※提供事業者数、年間利用者・時間数	106箇所		106箇所		106箇所	
116	地域活動支援センター ※実施箇所数、年間利用者数	5箇所	延10,560人	6箇所	延11,280人	6箇所	延11,280人
117	身体障害者福祉ホーム ※実施箇所数、利用定員	3箇所	21人	3箇所	21人	3箇所	21人
118	精神障害者福祉ホーム ※実施箇所数、利用定員	1箇所	8人	1箇所	8人	1箇所	8人
119	日中一時支援(日中ショート) ※実施箇所数、年間利用者数	7箇所	延108人	7箇所	延115人	7箇所	延122人
120	日中一時支援(障害児等タイムケア) ※実施箇所数、利用定員	1箇所	20人	1箇所	20人	1箇所	30人
121	生活サポート事業 ※年間利用時間数	延1,582時間		延1,693時間		延1,812時間	



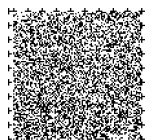
101 相談支援		関連する「障害者計画」個別施策 (P29 個別施策番号)		(1) (6) (7) (8) (9) (10) (16) (17) (20) (21) (24)
サービス見込量 (箇所数)	21年度	22年度	23年度	
		14箇所	15箇所	15箇所
現状・課題	① 区内の相談支援事業の実施場所に偏りがあります。 ② 幅広い相談に対応できるよう相談者のスキルを向上させるとともに、相談と連動してサービス利用計画の作成に対応することが求められています。 ③ 障害者の虐待防止に関する取り組みの強化が求められています。			
サービス提供体制確保の方策	① 障害者相談支援は平成20年11月現在 区障害者福祉課、区立障害者福祉センター、区立あゆみの家、区立子ども発達センター、区保健予防課、各保健センター(4箇所)、地域活動支援センター「まど」、地域活動支援センター「オフィスクローバー」、地域活動支援センター「ラバンス」、地域活動支援センター「ファロ」、地域活動支援センター「風」において実施しています。各相談窓口はそれぞれの特性を生かしつつ、関係機関と連携しながら支援を行っています。また、平成20年4月より相談窓口連絡会を実施しています。 ② 相談支援機能強化事業として区役所に専門的知識を持った有資格者を配置し、地域の相談窓口のバックアップを行うとともに、相談支援従事者や居宅支援事業所ヘルパーの障害理解や資質の向上を目的とした研修を実施していきます。 また、これまでの相談に応じることを主とした事業から、地域生活を積極的に支援する観点に立ち、関係機関との連絡調整や、コーディネーターの役割を果たしていくことも重視し、事業を充実させていきます。 ③ 各相談窓口及び関係機関との連携をさらに充実することにより、虐待防止への取り組みをより強化していきます。 ④ 相談支援窓口の所在地はP37の「新宿区障害者相談支援窓口」マップをご覧ください。			

102 障害者地域自立支援協議会		関連する「障害者計画」個別施策 (P29 個別施策番号)		(1) (2) (3) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (17) (25)
サービス見込量 (設置の有無)	21年度	22年度	23年度	
		平成19年3月設置済み		
現状・課題	① 困難事例等のケース会議実施のために個人情報保護の方策が必要です。 ② 民間事業者を含めた関係機関の連携ができるシステムづくりが必要です。			
サービス提供体制確保の方策	① 相談支援事業をはじめとする、地域の障害福祉に関するシステムづくりについての協議の場として、障害者福祉に関する様々な立場の方を構成員として「地域自立支援協議会」を平成19年3月に設置しました。協議会には「社会資源・ネットワーク部会」と「困難事例検討部会」を設置し、既存のネットワークの把握や今後のネットワークの構築とその活用について検討しています。今後も新宿区の実情に応じた障害者相談支援体制や社会資源の整備について検証し提言していきます。また、困難事例等のケース会議の実施にあたっては、当事者の意向を尊重したうえで関係する諸機関で統一的な個人情報保護の方策をとり、個人に不利益のないよう十分配慮しつつ実施していきます。 ② 障害者虐待防止法の制定の方向性を受け、障害者自立支援協議会においてネットワークを活用した障害者への虐待の未然の防止、迅速な対応、再発防止等の取り組みに関する、具体的な対応指針の作成等に関しての検討等を行います。 ③ 地域自立支援協議会の運営について、相談支援窓口や、障害福祉サービス事業者等の関係機関等が主体的に係るような運営を目指します。			



103 居住サポート		関連する「障害者計画」個別施策 (P29 個別施策番号)		(1) (11) (12) (14) (38)
サービス見込量 (箇所数)	21年度	22年度	23年度	
	6箇所	6箇所	6箇所	
現状・課題	障害者に対する差別や偏見が払拭されているわけではないため、不動産の所有者だけでなく、隣人等を含めて理解が不足していることが課題となっています。			
サービス提供体制確保の方策	<p>相談支援事業の一環として、賃貸契約による一般住宅への入居に当たって、保証人がいない等の理由により入居が困難な区内在住の障害者に対して、入居に必要な調整等に係る支援を行っています。また、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を推進するための支援を行っています。</p> <p>障害者への理解を深めるための正しい理解の普及を推進し、地域の人々が障害者を隣人としても安心できるような支援体制や普及啓発事業を展開していきます。</p>			

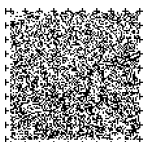
104 成年後見制度利用支援		関連する「障害者計画」個別施策 (P29 個別施策番号)		(1) (16) (17)
サービス見込量 (箇所数)	21年度	22年度	23年度	
	1箇所	1箇所	1箇所	
現状・課題	<p>① さらなる制度の周知・普及が必要です。</p> <p>② 利用支援体制の整備が必要です。</p>			
サービス提供体制確保の方策	<p>① 相談支援事業の一環として、知的障害者、精神障害者が地域で生活するにあたって必要な権利を擁護するための支援を行っています。</p> <p>※相談支援体制の強化</p> <p>成年後見制度、地域福祉権利擁護事業の利用に関する総合的な相談等の支援を社会福祉協議会に委託し「新宿区成年後見センター」として運営しています。相談窓口を設置して、制度の説明や手続きの援助をしていながら、広報・普及・啓発活動に取り組んでいます。制度推進に向けては、新宿区関連部署との情報共有・連携を図るために「調整会議」を設置し、また、専門的・第三者的な立場から運営方針等について指導・助言を行う「推進機関運営委員会」を設置してセンターの適正な運営を図っています。</p> <p>※身寄りのない方等への対応(成年後見制度利用支援事業)</p> <p>財産管理や身上監護等のために、成年後見制度の利用が必要であるにも関わらず申し立てを行う親族等が見込めない障害者等の場合に、区長申し立てを行っています。また、利用者に支払い能力がない場合には、区長申し立ての経費及び後見人等の報酬の一部について助成しています。</p> <p>② 「新宿区成年後見センター」を中心に、広報・普及・啓発活動に取り組み、スムーズな制度の利用を促進していきます。</p> <p>③ 関係機関との連携・協力により、制度の利用支援体制を整備していきます。また、後見人養成等の人材育成や地域ぐるみの支援を実現するため、社会福祉協議会による小地域支援ネットワーク作りをすすめます。</p>			



105 コミュニケーション支援事業(手話通訳者派遣)		関連する「障害者計画」個別施策 (P29 個別施策番号)		(2) (7) (28) (36)
サービス見込量 (年間延利用件数)	21年度	22年度	23年度	
	延740件	延800件	延860件	
現状・課題	① 手話通訳者の確保が課題です。 ② 通常の手話通訳者派遣と専門性の高い手話通訳者派遣とに分けて個々に上限利用時間を設定しているため、利用者にとって使いづらい場合があります。			
サービス提供体制確保の方策	日常生活で手話通訳が必要な区内に住所を有する聴覚障害者等に対し、手話通訳者を派遣する事業を、新宿区社会福祉協議会、東京手話通訳等派遣センターに委託して実施しています。各年度の一ヶ月あたりの実利用者数は、平成21年度32人、平成22年度36人、平成23年度40人と見込んでいます。 ① 手話通訳者を確保するため、区立障害者福祉センターにおいて手話講習会(通訳者養成コース)を実施しており、毎年8人の講習修了を目指します。また、障害理解の促進により手話通訳者数を増やす取組みをしていきます。 ② サービスの周知をさらに図るとともに、制度の仕組みを改善し使いやすい手話通訳制度としていきます。			

106 コミュニケーション支援事業(要約筆記者派遣)		関連する「障害者計画」個別施策 (P29 個別施策番号)		(2) (7) (28) (36)
サービス見込量 (年間延利用件数)	21年度	22年度	23年度	
	延80件	延90件	延100件	
現状・課題	より使いやすい制度にしていくことと周知が課題です。			
サービス提供体制確保の方策	手話のできない聴覚障害者等に対し、要約筆記者を派遣する事業を、東京手話通訳等派遣センターに委託して実施しています。各年度の一ヶ月あたりの実利用者数は、平成21年度4人、平成22年度5人、平成23年度6人と見込んでいます。 ① 第一期計画時の見込み量を上回る実績の伸びがあり、計画数値を見直しました。 ② 制度の周知をより図っていきます。 ③ 制度の仕組みを改善し、使いやすい制度としていきます。			

107 コミュニケーション支援事業(区役所手話通訳者設置)		関連する「障害者計画」個別施策 (P29 個別施策番号)		(2) (7) (28) (36)
サービス見込量 (年間延利用件数)	21年度	22年度	23年度	
	延180件	延190件	延200件	
現状・課題	① 本庁舎、第一又は第二分庁舎の窓口以外には対応できません。 ② 手話通訳者数が少ない為、一部の手話通訳者に負担が偏っています。			
サービス提供体制確保の方策	各種相談・手続き等で本庁舎に来庁する聴覚障害者等のために、週1回午後の時間に区役所本庁舎に手話通訳者1名を配置しています。社会福祉協議会に委託して実施しています。 ① 実施体制の検討をしていきます。 ② 区役所での手話通訳者の設置方法について検討していきます。			

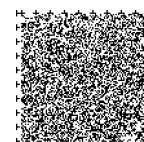


108 日常生活用具(介護訓練支援)		関連する「障害者計画」個別施策 (P29 個別施策番号) (2)	
サービス見込量 (年間延利用件数)	21年度	22年度	23年度
	延21件	延22件	延24件
現状・課題	日常生活用具の給付については障害者福祉の手引きへの掲載や、品目変更等について広報による周知が主であるため、利用促進のために周知方法を検討する必要があります。		
サービス提供体制確保の方策	日常生活用具給付制度の周知方法を改善することにより利用を促進します。		

109 日常生活用具(自立生活支援)		関連する「障害者計画」個別施策 (P29 個別施策番号) (2)	
サービス見込量 (年間延利用件数)	21年度	22年度	23年度
	延89件	延89件	延89件
現状・課題	① 日常生活用具の給付については障害者福祉の手引きへの掲載や、品目変更等について広報による周知が主であるため、利用促進のために周知方法を検討する必要があります。 ② 現在、あまり申請のない品目もある一方で、要望が多い非対象用具もあるため、日常生活上必要な品目の精査や対象品目の追加の検討が課題です。		
サービス提供体制確保の方策	① 日常生活用具給付制度の周知方法を改善することにより利用を促進します。 ② 申請状況等を見守りつつ対象用具の適正化を推進していきます。		

110 日常生活用具(在宅療養等支援)		関連する「障害者計画」個別施策 (P29 個別施策番号) (2) (3)	
サービス見込量 (年間延利用件数)	21年度	22年度	23年度
	延33件	延38件	延44件
現状・課題	日常生活用具の給付については障害者福祉の手引きへの掲載や、品目変更等について広報による周知が主であるため、利用促進のために周知方法を検討する必要があります。		
サービス提供体制確保の方策	日常生活用具給付制度の周知方法を改善することにより利用を促進します。		

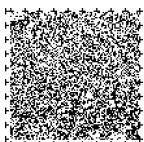
111 日常生活用具(情報・意思疎通支援)		関連する「障害者計画」個別施策 (P29 個別施策番号) (2) (28) (36)	
サービス見込量 (年間延利用件数)	21年度	22年度	23年度
	延71件	延96件	延122件
現状・課題	日常生活用具の給付については障害者福祉の手引きへの掲載や、品目変更等について広報による周知が主であるため、利用促進のために周知方法を検討する必要があります。		
サービス提供体制確保の方策	① 日常生活用具給付制度の周知方法を改善することにより利用を促進します。 ② この分野の用具は技術の進歩により新たな製品が開発されるため、常に情報収集をしつつ対象品目、対象者の拡大について、今後も検討していきます。		



112 日常生活用具(排泄管理支援)		関連する「障害者計画」個別施策 (P29 個別施策番号)		(2)
サービス見込量 (年間延利用件数)	21年度	22年度	23年度	
	延3,706件	延3,891件	延4,085件	
現状・課題	① 日常生活用具の給付については障害者福祉の手引きに掲載や、品目変更等について広報による周知が主であるため、利用促進のために周知方法を検討する必要があります。 ② ストマ装具については対象としている用品以外に関連用品を支給対象にして欲しいとの要望があります。			
サービス提供体制確保の方策	平成18年10月よりストマ用装具が補装具から移行しており大半をストマ用装具が占めます。 ① 第一期計画時の見込み量を上回る実績の伸びがあり、計画数値を見直しました。 ② 支給内容を検討します。 ③ 日常生活用具給付制度の周知方法を改善することにより利用を促進します。			

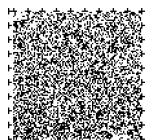
113 住宅改修費		関連する「障害者計画」個別施策 (P29 個別施策番号)		(2) (38)
サービス見込量 (年間延利用件数)	21年度	22年度	23年度	
	延22件	延34件	延46件	
現状・課題	住宅設備改善制度について障害者福祉の手引きに掲載しているほかは、積極的な周知をしておらず、利用促進のために周知方法を検討する必要があります。			
サービス提供体制確保の方策	改修の相談により家庭訪問を行い、生活及び身体状況等に即して改修を実施しています。今後、具体的な改修例を示すなど、イメージが持ちやすい周知方法を改善することにより利用を促進します。			

114 移動支援(個別支援)		関連する「障害者計画」個別施策 (P29 個別施策番号)		(2) (7) (28)
サービス見込量 (提供事業所数・年間延利用人数、延時間数)	21年度 (事業所数、年間延利用人数/時間)		22年度 (事業所数、年間延利用人数/時間)	
	106箇所	延3,353人	106箇所	延3,522人
		延56,362時間		延59,185時間
23年度 (事業所数、年間延利用人数/時間)		106箇所		延3,699人
				延62,149時間
現状・課題	① 移動目的により、移動支援を活用したり居宅介護の通院支援になったり利用者の混乱を招く状況の改善が課題です。 ② 居宅介護と棲み分けが難しい場合があることが課題です。			
サービス提供体制確保の方策	屋外での移動に困難を伴う障害者等(ただし、重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援の支給決定を受けた方は除きます。)を対象に、区が契約する事業者に申し込みをすることにより実施しています。各年度の一ヶ月あたりの実利用者数は、平成21年度279人、平成22年度292人、平成23年度307人と見込んでいます。 第一期計画時の見込み量を上回る実績の伸びがあり、計画数値を見直しました。今後も、移動支援の使い方の周知を図り、円滑に外出できるような支援を検討していきます。			



115 移動支援（グループ支援）				関連する「障害者計画」個別施策 (P29 個別施策番号)		(2) (7) (28)	
サービス見込量 (提供事業所数・ 年間延利用人数、 延時間数)	21年度 (事業所数、年間延利用人数/時間)		22年度 (事業所数、年間延利用人数/時間)		23年度 (事業所数、年間延利用人数/時間)		
	106箇所	延180人 延720時間	106箇所	延252人 延852時間	106箇所	延322人 延950時間	
現状・課題	グループ支援型サービスの制度周知を図ることが課題です。						
サービス提供体制確保の方策	<p>利用者の利便性を考慮して、個別支援が必要な方にマンツーマンによる支援を行う「個別支援型」とは別に、屋外でのグループワーク、同一目的地、同一イベントへの複数人同時参加の際の支援を行う「グループ支援型」のサービスを提供しています。屋外での移動に困難を伴う障害者等(ただし、重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援の支給決定を受けた方は除きます。)を対象に、区が契約する事業者に申し込みをすることにより実施しています。各年度の一ヶ月あたりの実利用者数は、平成21年度15人、平成22年度21人、平成23年度25人と見込んでいます。</p> <p>制度周知を進めながら、今後のサービス利用状況を見守っていきます。</p>						

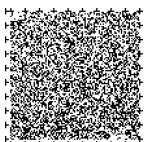
116 地域活動支援センター			関連する「障害者計画」個別施策 (P29 個別施策番号)		(2) (12) (13)	
サービス見込量 (箇所数・年間 延利用人数)	21年度 (箇所数、年間延利用人数)		22年度 (箇所数、年間延利用人数)		23年度 (箇所数、年間延利用人数)	
		5箇所	延10,560人	6箇所	延11,280人	6箇所
現状・課題	<p>① 地域活動支援センターから就労継続支援等へのステップアップや、就労継続支援等で体調が悪化した方の受け入れなどをより円滑に行う仕組みが必要です。また、同一事業所の中で就労継続支援事業と地域活動支援センターを併設している事業所では、利用者負担を求める就労継続支援と利用者負担を免除している地域活動支援センターのサービスの違いを明確にする必要があります。</p> <p>② 主として精神障害者を対象とした地域活動支援センターだけでなく、障害特性に応じた施設整備が必要です。</p>					
サービス提供体制確保の方策	<p>障害者の多様な日中活動の場を確保するために、精神障害者共同作業所や小規模通所授産施設等が、就労継続支援等の新体系事業に移行する際に地域活動支援センターを併設し、就労の訓練に馴染まない方や、就労訓練を週5日は行えないが創作活動等を通じて仲間とのふれあいを必要としている方に対して、地域活動支援センターの基礎的事業を実施しています。区は、事業を実施する社会福祉法人等へ必要な経費を補助しています。計画に定めた必要箇所数を充足するため、引き続き精神障害者共同作業所や小規模通所授産施設等に対して必要な支援を行います。各年度の一ヶ月あたりの実利用者数は、区内の施設で平成21年度184人、平成22年度204人、平成23年度214人と見込んでいます。</p> <p>① サービス提供に際しては、より利用者実態に即した内容とするために区と事業者の双方で詳細な検討を加えながら対応していきます。</p> <p>② 平成20年10月の実利用者数 まど53人、オフィスクローバー46人、ラバンス49人、ファロ26人、風10人 21年度以降は、まど、オフィスクローバー、ラバンスの実利用者数は横ばい、ファロと風については、毎年10人程度の増を見込んでいます。概ね40人程度を1施設の受け入れ限度と想定しています。 地域活動支援センターの平均出席率は概ね15%で推移しています。 (I型17人/日 III型7.5人/日 を目途として算定しています。)</p> <p>③ 障害特性に応じたニーズを的確に捉え必要に応じた活動の場の確保を、地域活動支援センターの整備を含め検討していきます。</p>					



117 身体障害者福祉ホーム		関連する「障害者計画」個別施策 (P29 個別施策番号)		(11) (14)		
サービス見込量 (箇所数・ 定員数)	21年度		22年度		23年度	
	3箇所	21人	3箇所	21人	3箇所	21人
現状・課題	地域生活支援事業であるため、他区市町村の施設を利用する場合は自治体間の調整が必要となります。					
サービス提供体制確保の方策	福祉ホームを設置運営する社会福祉法人等に対し運営補助を行っています。各年度とも区内2施設20名(あじさいホーム、ひまわりホーム)、区外1施設1名の利用を見込んでいます。今後も、福祉ホームを設置運営する社会福祉法人等に対し補助を行っていきます。また他区市町村所在の施設での広域利用については、設置法人及び関係自治体と協議を行い円滑に利用ができるよう調整を行います。					

118 精神障害者福祉ホーム		関連する「障害者計画」個別施策 (P29 個別施策番号)		(12) (14)		
サービス見込量 (箇所数・ 定員数)	21年度		22年度		23年度	
	1箇所	8人	1箇所	8人	1箇所	8人
現状・課題	精神障害者の福祉ホームは居住の場としての役割のほかに、病院などからの地域生活移行を援助する役割を持っています。精神障害者福祉ホームからアパートなどの一般住宅等へ転居するための相談や契約手続きの支援などの転宅支援機能を充実する必要があります。					
サービス提供体制確保の方策	<p>第1期計画においては、見込み数値1箇所10名であったが、第2期計画においては、1箇所8名とします。10名のうち2名分の資源は、体験宿泊等事業に活用します。</p> <p>精神障害者の病院からの地域生活への移行のためには、入院中の体験宿泊や、地域生活における本人や家族のレスパイトが重要視されています。円滑な地域生活への移行を進めるために、福祉ホームの一部を体験宿泊等事業に転用します。福祉ホームとしての受け入れの減少については、グループホームの増を検討します。</p> <p>また、一般住宅や公営住宅への転宅支援を充実させ地域移行を促進します。</p>					

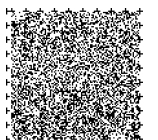
119 日中一時支援(日中ショート)		関連する「障害者計画」個別施策 (P29 個別施策番号)		(5) (22)		
サービス見込量 (箇所数・年間 延利用者数)	21年度		22年度		23年度	
	7箇所	延108人	7箇所	延115人	7箇所	延122人
現状・課題	地域生活支援事業であるため、他区市町村の施設を利用する場合は自治体間の調整が必要となります。					
サービス提供体制確保の方策	<p>短期入所事業所において、宿泊を伴わない日中ショート事業を実施しています。</p> <p>区内の主な施設          区立障害者福祉センター    区立あゆみの家    区立新宿生活実習所          新宿けやき園</p> <p>平成20年6月開設の新宿けやき園で、一定程度の医療的ケアが必要な方の利用が可能になりました。今後区内設置予定の入所支援施設の整備などの機会を捉えて、できるだけサービス提供体制の充実を図っていきます。</p> <p>また、他区市町村との広域利用についてのあり方を検討します。</p>					





120 日中一時支援(障害児等タイムケア)		関連する「障害者計画」個別施策 (P29 個別施策番号)		(5) (23)		
サービス見込量 (箇所数・ 1日定員数)	21年度		22年度		23年度	
	1箇所	20人	1箇所	20人	1箇所	30人
現状・課題	肢体不自由児等への対応を今計画期間中に実現する必要があります。					
サービス提供体制確保の方策	<p>小中高校生の知的障害児等を対象とした放課後等の日中活動の場を提供し、社会生活のマナーや友人関係等を構築するための支援や見守りを行っています。事業を実施する社会福祉法人に対して、区の空き施設の提供や事業運営助成を引き続き行い、サービス提供体制の確保を行っていきます。</p> <p>現在サービス提供を行っている事業所「まいペース」が、旧東戸山中学校跡地に開設する(仮称)子ども総合センター内へ移転することに伴い、平成23年度から1日定員数を10名増やすとともに、肢体不自由児や重複障害児への対応を図ります。また、今後新規に事業を実施する社会福祉法人等には、区として必要な支援を行いサービス提供体制の充実を図ります。</p> <p>なお、障害児の放課後等の活動の場の確保については、障害児タイムケア事業の外にも様々な施策を推進し充実していきます。</p>					

121 生活サポート事業		関連する「障害者計画」個別施策 (P29 個別施策番号)		(2) (12)		
サービス見込量 (年間延利用時間)	21年度		22年度		23年度	
	延1,582時間		延1,693時間		延1,812時間	
現状・課題	家事を代行してもらうサービスではなく、状態に合わせて徐々に家事を自分で行うように訓練する生活サポートの需要に対応する必要があります。					
サービス提供体制確保の方策	<p>介護給付支給決定者以外の方について、必要と認められる場合にはホームヘルパー等を派遣し、家事援助・家事訓練を行います。受付窓口は、区障害者福祉課及び各保健センターです。(家事訓練は介護給付支給決定者も利用可)</p> <p>居宅介護を利用されていた方も、状態の軽快に伴って家事代行をする居宅介護から、自らが家事をするための家事訓練へとサービス内容を変更する要望も増加しているため、家事訓練の需要は高まっています。</p> <p>また、精神障害者の退院直後は手厚いサービスが必要なため、退院直後の家事援助については、日常生活を支援する居宅介護とは別なスポット支援として生活サポートの中で実現していくことを検討します。</p>					



## 第5節 新宿区における利用者負担と軽減措置

### 1 新宿区における利用者負担

障害者自立支援法の施行により、障害福祉サービスの利用者負担は、それまでの支援費制度での所得に着目した応能負担から、サービス量と所得に着目した負担の仕組みに見直され、10%の定率負担及び利用者負担の月額上限額が定められました。

一方で地域生活支援事業の利用者負担は、区市町村が主体となって実施する事業であることから、区市町村が定めるものとされています。

新宿区での地域生活支援事業の利用者負担は、自立支援給付の利用者負担の考え方に準じ、相談支援事業等の利用者負担になじまない事業を除き、原則として10%の定率負担による利用者負担を求める仕組みとし、利用者負担の月額上限額についても自立支援給付と同額としています。

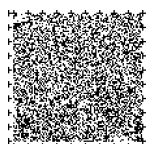
### 2 国や東京都における負担軽減の動向

国は、障害者自立支援法による障害者施策の改革を着実に定着させていくために、障害者自立支援法円滑施行特別対策の一つとして、法の枠組みを守りつつ平成19年度及び20年度の措置として、利用者負担の軽減を実施しています。

具体的には、平成19年4月に資産要件等の一定の要件を満たす方に対して、通所施設・在宅サービスの利用の際の月額上限額を本来額の4分の1へ引き下げる等の軽減を実施し、更に平成20年7月からは本来額の8分の1への引き下げ、月額負担上限額を算定する際の所得段階区分を個人単位とするなどの軽減策を実施しました。

また、東京都は同じく平成20年度までの措置として、低所得者に対するホームヘルプサービスの利用者負担の定率負担を10%から3%にする軽減策を実施しています。

一方で、国は障害者自立支援法の施行後3年を目途とした制度見直しの中で利用者負担のあり方について検討を行っており、平成21年度以降の軽減措置の延長及び資産要件の撤廃を予定しています。



### 3 新宿区における利用者負担の軽減措置

#### (1) 障害福祉サービスと地域生活支援事業を合算した月額上限額

障害者自立支援法による新たな仕組みでは、自立支援給付と地域生活支援事業はお互いを補いあい、障害者の自立を支援する制度であるという点を考慮し、新宿区においては、障害福祉サービスと地域生活支援事業（移動支援・日中一時支援等）とを同月に利用する場合においては合算して、障害福祉サービスの月額上限額を適用しています。

#### (2) 新宿区による定率負担等の軽減について

区は、急激な利用者負担の増加を緩和するための経過措置として国や都の制度と併せて一部のサービスを除いて負担軽減策を実施し、障害福祉サービス、補装具費及び新宿区地域生活支援事業の定率負担10%を3%にしています。また、就労移行支援及び地域活動支援センターについては、利用料を無料としています。

さらに、区立の通所施設における給食費の負担を原材料費に限る軽減策を実施しています。

区は、障害者自立支援法の利用者負担の考え方を基本としたうえで、区独自の負担軽減策を引き続き平成23年度末（本計画期間）まで講じることにより、現行の負担水準を維持していきます。

